

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】令和3年7月26日(2021.7.26)

【公開番号】特開2020-42943(P2020-42943A)

【公開日】令和2年3月19日(2020.3.19)

【年通号数】公開・登録公報2020-011

【出願番号】特願2018-167872(P2018-167872)

【国際特許分類】

H 01 R 13/631 (2006.01)

【F I】

H 01 R 13/631

【手続補正書】

【提出日】令和3年5月21日(2021.5.21)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0025

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0025】

【図1】本発明の第1の実施の形態によるコネクタと相手側コネクタとを示す斜視図である。コネクタ及び相手側コネクタは互いに離れている。

【図2】図1のコネクタ及び相手側コネクタを示す斜視図である。コネクタ及び相手側コネクタは互いに嵌合している。

【図3】図2のコネクタ及び相手側コネクタを示す側面図である。コネクタが搭載される回路基板の一部及び相手側コネクタが搭載される相手側回路基板の一部を破線で描画している。

【図4】図2のコネクタ及び相手側コネクタを示す別の側面図である。

【図5】図4のコネクタ及び相手側コネクタをV-V線に沿って示す断面図である。

【図6】図5のコネクタ及び相手側コネクタを示す別の断面図である。コネクタの可動ハウジングは、図5の位置から幅方向に沿って移動している。

【図7】図4のコネクタ及び相手側コネクタを示す別の側面図である。コネクタは、相手側コネクタと嵌合する途中の状態にある。

【図8】図7のコネクタ及び相手側コネクタをVIII-VIII線に沿って示す断面図である。

【図9】図1の相手側コネクタを示す斜視図である。

【図10】図9の相手側コネクタを示す平面図である。相手側コネクタと嵌合した際におけるコネクタの可動ハウジングの主部の輪郭を破線で描画している。

【図11】図10の相手側コネクタをXI-XI線に沿って示す断面図である。相手側回路基板の一部を破線で描画している。

【図12】図1のコネクタを示す斜視図である。

【図13】図1のコネクタを示す分解斜視図である。コンタクトのうちの1つを拡大して描画している。

【図14】図12のコネクタを示す分解斜視図である。コンタクトのうちの1つを拡大して描画している。

【図15】図1のコネクタを示す側面図である。回路基板の一部を破線で描画している。

【図16】図1のコネクタを示す平面図である。

【図17】図16のコネクタをXVI-XVI線に沿って示す断面図である。

【図18】図12のコネクタを示す平面図である。

【図19】本発明の第2の実施の形態によるコネクタと相手側コネクタとを示す斜視図である。コネクタ及び相手側コネクタは互いに離れている。

【図20】図19のコネクタ及び相手側コネクタを示す平面図である。コネクタ及び相手側コネクタは互いに嵌合している。

【図21】図20のコネクタ及び相手側コネクタをX X I - X X I線に沿って示す断面図である。

【図22】図21のコネクタ及び相手側コネクタを示す別の断面図である。コネクタの可動ハウジングは、図21の位置から幅方向に沿って移動している。

【図23】図22のコネクタ及び相手側コネクタを示す別の断面図である。コネクタは、相手側コネクタと嵌合する途中の状態にある。コネクタが搭載される回路基板の一部及び相手側コネクタが搭載される相手側回路基板の一部を破線で描画している。

【図24】図19の相手側コネクタを示す斜視図である。

【図25】図19のコネクタを示す斜視図である。

【図26】図19のコネクタを示す分解斜視図である。コンタクトのうちの1つを拡大して描画している。

【図27】図25のコネクタを示す分解斜視図である。コンタクトのうちの1つを拡大して描画している。

【図28】図19のコネクタを示す平面図である。コネクタと嵌合した際ににおける相手側コネクタの相手側主部の輪郭を破線で描画している。

【図29】図28のコネクタをX X I X - X X I X線に沿って示す断面図である。

【図30】本発明の第3の実施の形態によるコネクタと相手側コネクタとを示す斜視図である。コネクタ及び相手側コネクタは互いに離れている。

【図31】図30のコネクタ及び相手側コネクタを示す側面図である。コネクタ及び相手側コネクタは互いに嵌合している。コネクタが搭載される回路基板の一部及び相手側コネクタが搭載される相手側回路基板の一部を破線で描画している。

【図32】図31のコネクタ及び相手側コネクタをX X X I I - X X X I I線に沿って示す断面図である。

【図33】図32のコネクタ及び相手側コネクタを示す別の断面図である。コネクタの可動ハウジングは、図32の位置から幅方向に沿って移動している。

【図34】図33のコネクタ及び相手側コネクタを示す別の断面図である。コネクタは、相手側コネクタと嵌合する途中の状態にある。

【図35】図30のコネクタを示す斜視図である。

【図36】図30のコネクタを示す分解斜視図である。コンタクトのうちの1つを拡大して描画している。

【図37】図35のコネクタを示す分解斜視図である。コンタクトのうちの1つを拡大して描画している。

【図38】図30のコネクタを示す平面図である。コネクタと嵌合した際ににおける相手側コネクタの相手側主部の輪郭を破線で描画している。

【図39】図38のコネクタをX X X I X - X X X I X線に沿って示す断面図である。

【図40】特許文献1のコネクタを部分的に切り欠いて示す斜視図である。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 6 1

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 6 1】

図17を参照すると、本実施の形態によれば、弹性变形部46の被收容部48の夫々は、少なくとも部分的に、天板部326の真下に位置しており、且つ、弹性变形部46の夫々は、部分的に、対応する付加的天板部346の真下に位置している。図5を参照すると、この構造によれば、相手側コネクタ60をコネクタ10から抜去する際、弹性变形部4

6の夫々は、天板部326及び対応する付加的天板部346を越えて上方に移動できない。本実施の形態によれば、弾性変形部46の過剰な弾性変形によるコンタクト40の破損を防止できる。但し、本発明は、これに限られず、天板部326及び付加的天板部346の夫々は、必要に応じて設ければよい。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0148

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0148】

より具体的には、可動ハウジング30BがX方向において位置ずれすると、Y方向において同じ位置にある2つのコンタクト40Bのうちの他方(図34において+X側のコンタクト40B)の対向部476Bは、可動ハウジング30Bの受止部324B上を移動可能な状態を維持したまま、受止部324Bに押し付けられつつX方向に移動する。図33を参照すると、この結果、X方向における他方側のコンタクト40B(図33において+X側のコンタクト40B)の夫々の接点474Bにおける接触力の低下が抑制される。即ち、可動ハウジング30BがX方向において位置ずれしつつコネクタ10Bと相手側コネクタ60Aとが互いに嵌合したとき、X方向における他方側のコンタクト40Bの夫々の接点474Bも、対応する相手側コンタクト68Aの相手側接触部684Aと、十分な接触力で接触する。

【手続補正4】

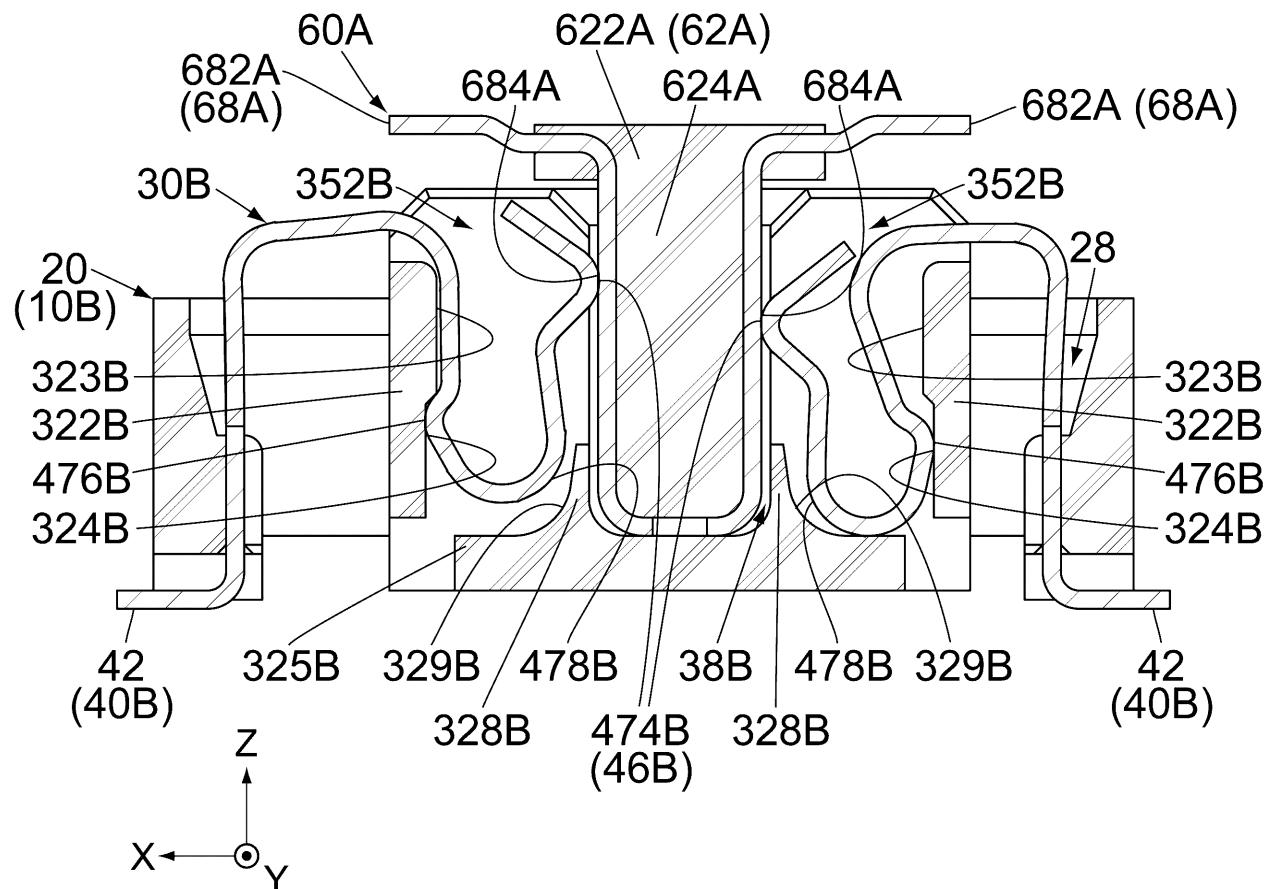
【補正対象書類名】図面

【補正対象項目名】図33

【補正方法】変更

【補正の内容】

【図 3 3】



【手続補正 5】

【補正対象書類名】図面

【補正対象項目名】図 3 4

【補正方法】変更

【補正の内容】

【図3-4】

